

令和6年度 上越市克雪すまいづくり支援事業補助金

上越市では、雪下ろしに伴う負担軽減及び危険を防止し住環境の改善等を図るため、克雪すまいづくりを支援しています。

《問合せ・申込み先》 建築住宅課 住宅対策係 電話025-520-5786（直通）

申請受付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年11月29日（金）まで

※ただし、予算額に達ししだい受付を終了します。

＜注意＞ 令和6年4月以降に契約した工事が対象となります。（契約・着工時期によっては補助対象とならない場合がありますので、契約する前にお問い合わせください。）また、着工前に申請する必要があり、交付決定されるまでは着工できません。

補助対象地域

大潟区及び頸城区を除く市内全域

補助金を受けることができる人

この補助金を受けることができる人は、以下の全てに該当する人です。

- ・ 上越市内に住所を有する人、または市外に住所を有する人で定住を目的に転入する人
 - ・ 補助対象地域内で克雪住宅に改築・改修、または克雪住宅を新築・購入する人
 - ・ 市税を完納している人（市外の方が申請する場合は、現在住んでいる市町村税を含む）
 - ・ **令和7年1月31日（金）までに工事を完了し実績報告ができる人**
 - ・ 定住を目的に転居・転入する人は、実績報告までに補助対象住宅に住民登録する人
- ※ 過去に克雪住宅化に対する補助を受けた人は対象となりません。

補助の対象となる住宅

専用住宅または併用住宅（共同住宅及び貸家は除く）を新築もしくは改築・改修する場合、または建売の克雪住宅を購入する場合で、下表のいずれかの要件を満たす住宅が対象となります。

※ この事業における克雪住宅とは、**屋根全面の克雪化が条件**となります。また、車庫などの住宅ではない建物は対象外です。

方式	要件
融雪式	屋根に熱エネルギーの利用による融雪措置（地下水の開放利用を伴うものは除く。）を講じ、積雪荷重に対し安全である住宅
耐雪式	2.0m以上の積雪荷重に対し安全な構造を有する住宅 ※ 構造計算書等で確認できるもの 積雪荷重：積雪の単位荷重を積雪量1cmごと1㎡に29.4ニュートン以上として計算
落雪式	屋根勾配が25度（4寸5分）以上で、ステンレス鋼板やフッ素樹脂塗装鋼板などの滑雪能力のある屋根材料を使用した住宅又は強制落雪装置を有した住宅で、落雪させた雪を敷地内で処理できる住宅（地下水の開放利用により屋根雪又は落雪させた雪を消雪するものは除く。）
落雪・高床式	落雪住宅のうち、床下部分を鉄骨または鉄筋コンクリート造とし、床下が1.5m以上の住宅。ただし、床下部分に居室があるものは除く。

補助対象工事費

克雪住宅の種類	内 容
融雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根融雪装置（構造）のために要する全体工事費 ・その施工に伴い、一般住宅を建てた場合より増加する建築工事費
耐雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・耐雪式住宅にするため、一般住宅を建てた場合より増加する建築工事費（「別表1」参照）
落雪式	<p>次に掲げる工事費のうち該当するものの合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅（例：ガルバリウム鋼板屋根）と落雪式住宅（滑雪能力のあるステンレス鋼板、フッ素樹脂塗装鋼板等）との屋根材に係る工事費の差額 ・一般住宅（屋根勾配1寸5分）と落雪式住宅（屋根勾配4寸5分以上）との小屋組及び足場設置・撤去等の工事費の差額 ・雪割りの設置に要する工事費
落雪・高床式	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外への落雪の飛び出しを防止するフェンスや壁の設置等に要する工事費 ・落雪した雪を消雪パイプ又は融雪池を設置してボイラー等で加熱した温水で溶かす装置の設置に要する工事費 ・既存の一般住宅屋根を落雪式の屋根に改良するために要する工事費 ・高床式住宅とするため、一般住宅より増加する基礎工事費〔落雪・高床式のみ〕

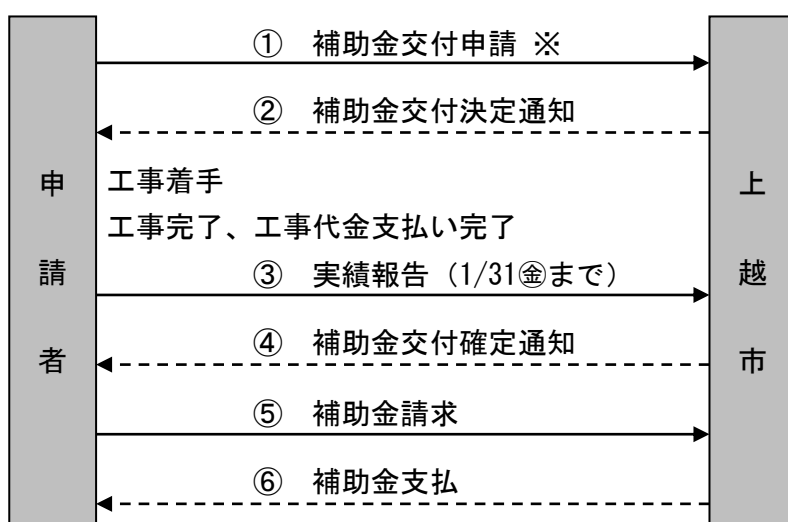
補助金交付額

方式等	要件	
融雪式	要援護世帯（別表2参照）	補助対象工事費×0.220（千円未満切り捨て）、上限55万円
	上記以外の世帯	補助対象工事費×0.176（千円未満切り捨て）、上限44万円
耐雪式 落雪式 落雪・高床式	要援護世帯（別表2参照）	補助対象工事費×0.176（千円未満切り捨て）、上限44万円
	上記以外の世帯	補助対象工事費×0.132（千円未満切り捨て）、上限33万円

申請時及び工事完了後の手続き

申請時	工事完了後
ア 上越市克雪すまいづくり支援事業補助金 交付申請書（第3号様式）	ア 上越市克雪すまいづくり支援事業補助金 実績報告書（第9号様式）
イ 上越市克雪すまいづくり支援事業補助金 交付申請提出書類チェック表	イ 上越市克雪すまいづくり支援事業補助金 実績報告提出書類チェック表
ウ イに記載されている必要添付書類	ウ イに記載されている必要添付書類
※ 補助金交付申請は必ず工事着工前（購入の 場合は契約前）に行ってください。	※ 令和7年1月31日（金）までに必ず実績 報告書を提出してください。

補助金申請手続きの流れ



注意！

**4月以降に契約
した工事が対象
となります。**

（契約時期によっては補助対象とならない場合がありますので、契約する前に必ずお問合せください。）

※ 補助金交付申請は、工事の着手前（購入の場合は売買契約の締結前）に申請

【別表1】耐雪式住宅における補助対象工事費

対象となる住宅の延べ床面積に応じて下表に定める額が補助対象工事費となります。

延床面積 (㎡以上～ ㎡未満)	補助対象 工事費 (千円)	延床面積 (㎡以上～ ㎡未満)	補助対象 工事費 (千円)	延床面積 (㎡以上～ ㎡未満)	補助対象 工事費 (千円)
～ 5	0	45～50	881	90～ 95	1,763
5～10	98	50～55	979	95～100	1,862
10～15	196	55～60	1,078	100～105	1,959
15～20	294	60～65	1,174	105～110	2,057
20～25	391	65～70	1,274	110～115	2,155
25～30	490	70～75	1,371	115～120	2,253
30～35	589	75～80	1,469	120～125	2,351
35～40	686	80～85	1,568	125～130	2,448
40～45	791	85～90	1,666	130～	2,500

【別表2】要援護世帯の定義

世帯区分	要件
1 高齢者世帯	ア 世帯全員が満65歳以上（要介護認定又は要支援認定を受けている人にあつては、満60歳以上。以下同じ）のみで構成されている世帯（一人暮らしを含む。） イ 満65歳以上の高齢者と満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のみで構成されている世帯
2 身体障害者世帯	世帯主が、身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の級別が1級から6級までに該当する人である世帯
3 精神障害者世帯・知的障害者世帯	ア 世帯主が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級が1級から3級までに該当する人である世帯 イ 世帯主が、知的障害と判定された人に対して都道府県知事が発行する療育手帳もしくは知的障害者判定機関の判定書を有する人である世帯
4 ひとり親世帯	ア 世帯主が、「母子」及び「父子」並びに「寡婦福祉法に定める配偶者のない者」で現に児童を扶養している世帯 イ 世帯主が、父母のいない児童を養育する人で、世帯主以外の構成員が満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のみである世帯
5 その他の世帯	1から4までの世帯区分に相当するものとして市長が認める世帯